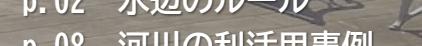


河川の利活用ガイド さあ、東京の川をたのしもう。



2025年3月
東京都建設局河川部

- 
 1. p. 02 水辺のルール
 2. p. 08 河川の利活用事例
 3. p. 18 手続の進め方
 4. p. 25 相談・支援に関するこ
 5. p. 26 資料集



かわいこちゃんパパ かわいこちゃん かわいこちゃんママ
東京都の河川PRキャラクター



さあ、東京の川をたのしもう。

豊かな公共空間には、その地域の価値を高めるチカラがあります。人との距離やかかわり方が変容していく時代だからこそ、新たな生活様式にあった公共空間の活用が期待されています。

この「河川の利活用ガイド」は、民間事業者や団体・自治体・地域の皆さんが、身近な公共空間である「東京の川」をもっと「たのしむ」ために、アイデアを実現していくための“道しるべ”としてご活用ください。

川のまわりでやってみたいアイデアを思いついたら、このガイドを参考にしていただき、気軽に河川部計画課まで御相談ください。

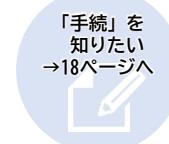
このガイドの使い方



「ルール」を
知りたい
→2ページへ



「事例」を
知りたい
→8ページへ



「手続」を
知りたい
→18ページへ



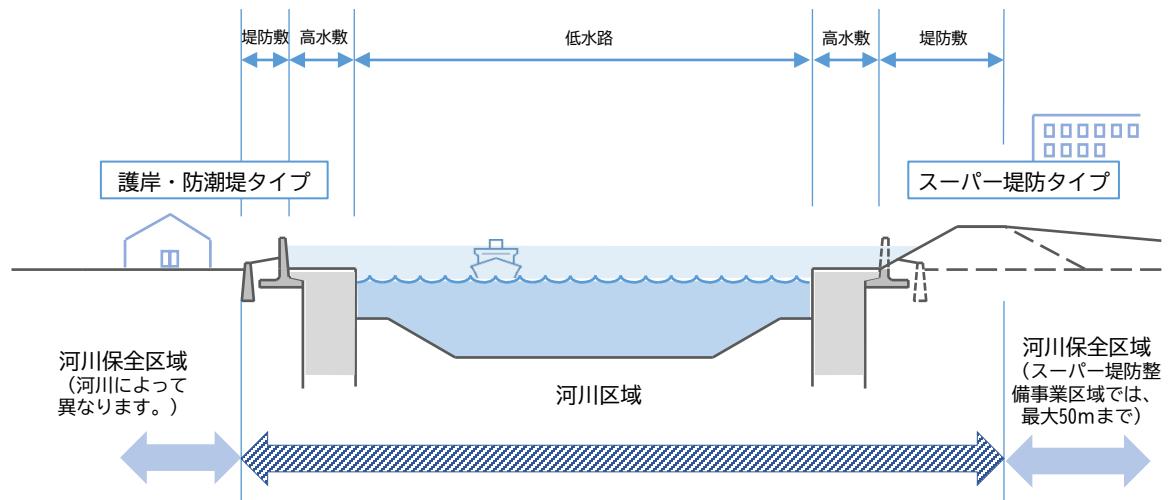
相談・支援
について
→25ページへ

1. 水辺のルール: 川のしくみ

川をたのしむために、まずは川の「しくみ」について知っておいてほしいことがあります。

私たちの知っている川には堤防が整備される等、大雨などで起きる洪水や津波、高潮等から、私たちを守る場所になっています。

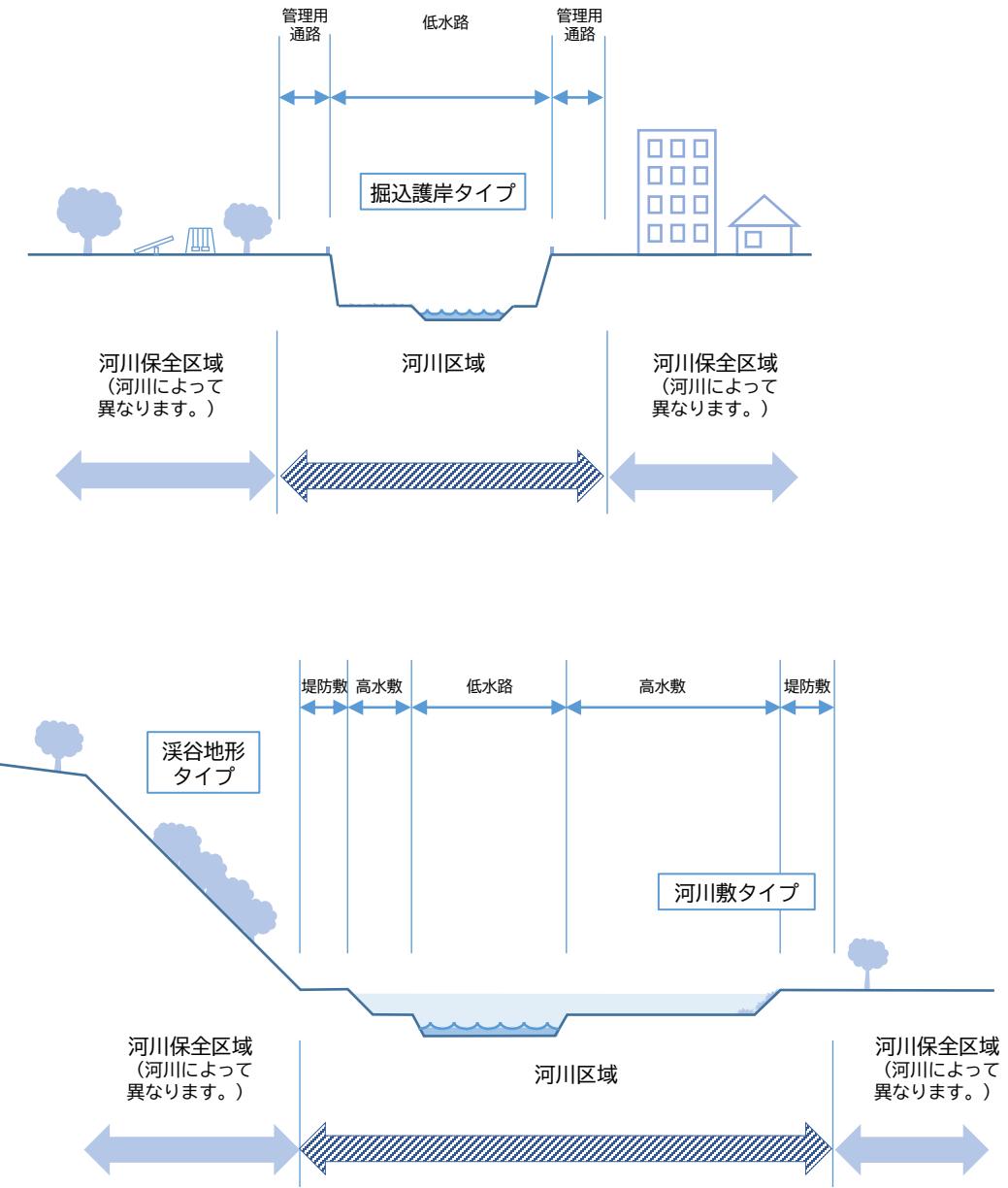
そのため、川を利用する場合には、安全に注意して利用することが必要です。※



「河川区域」では占用等に当たり許可申請の手続が必要です。なお、「河川保全区域」においても、土地の形状変更、工作物の新築・改築をする場合等は、許可が必要です。



※川で遊ぶときに気を付けることを、東京都建設局ホームページでまとめていますので、確認してください。
<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/river/jigyo/kasenbu0153>



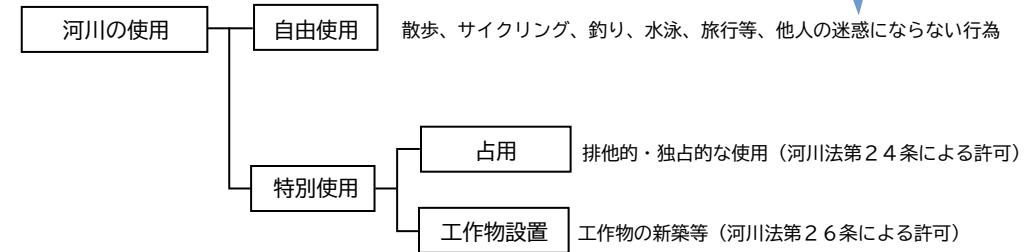


1. 水辺のルール： 川では何をしてもいい？

「川」は誰もが使用できる公共空間ですが、みんなが快適に利用するためにはルールを守ることが大切です。

基本的には「自由使用」といって、自由に利用することができますが、他の人々の利用を妨げるような独占的な使用や、工作物を設置する場合等は「特別使用」となり、河川管理者の許可が必要になります。

自由使用の範囲であれば許可は不要です



出典：ミズベリングビジョンブック

- 排他的・独占的な利用をしたい → 占用許可が必要
- 土地の占用に併せて工作物を設置したい → 工作物の新築等の許可が必要

例えば河川敷に公園や運動場、イベント広場等を設置する場合にはこれらの許可が必要です



柳瀬川（東京都清瀬市）

1. 水辺のルール： 川で自由にできること

「自由使用」とは、散歩やランニングやサイクリング、釣りやボート遊びなど、他人に迷惑が及ばない使用のことを言います。これらは、誰でも許可なく行うことができます。

ただし、「自由使用」の中でも「釣り」は、漁業権などについて事前に確認が必要です。周辺状況には十分に注意し、マナーを守ってご利用ください。また、舟やいかだの使用についても、大きさなどの制限があるので注意してください。



参考：東京都内水面での遊漁(釣り)のルールについて
<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/nourin/suisan/yuugyo/yuugyorec/>

自由にできること



散歩や
ランニング



休憩・飲食

許可等が必要なこと



イベント



カフェ・
飲食店

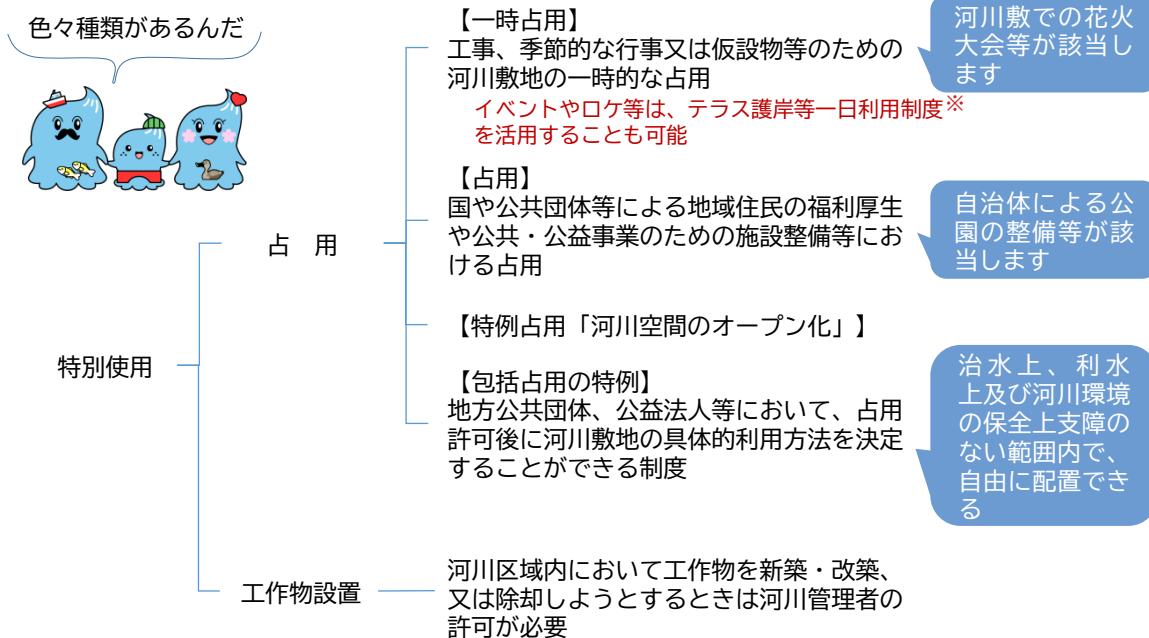


自由使用等の一般的な利活用については、東京都建設局ホームページを参照ください。
<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/river/kanri/index.html>

許可が必要なことをやるにはどうすればいいかについて、
次ページで説明します。

1. 水辺のルール： 川を利用するにはどんな制度があるの？

「特別使用」には次のような種類があり、法律によるルールや東京都による基準等が定められています。



※テラス護岸等一日利用制度

イベントや映画のロケなどでテラス護岸を利用したい方は、(1)工作物等の設置を伴わない、(2)準備・片付けを含め3日以内の使用であれば、「テラス護岸等一日利用制度」により、河川管理者に事前の届出を提出することで利用することができます。

「河川空間のオープン化」って どういうこと？

河川区域の占用に関する規制が緩和され、従来できなかつた様々な事業や活動等が可能になりました。

このことを“河川空間のオープン化”と呼びます。

従来

河川敷地は、公的主体が、公共性・公益性のある施設を設置する場合の占用しかできませんでした。

現在

河川敷地は、河川敷地占用許可制度の特例措置により、**一定の要件を満たす場合、公的主体だけでなく、営業活動を行う民間事業者等による占用も可能**です（以降「特例占用」として紹介）。



写真出典：河川空間のオープン化活用事例集



1. 水辺のルール： 「河川空間のオープン化」で 具体的に何ができるの？

オープン化が適用される要件

- ・ 河川敷地を利用する区域、施設、主体について地域の合意が図られていること。
- ・ 通常の占用許可でも満たすべき各種基準に該当すること。
(治水上及び利水上の支障がないこと等)
- ・ 都市・地域の再生及び河川敷地の適正な利用に資すること

占用により治水・利水上の支障がないことを前提とした上で、協議会等により地元の合意を得て「都市・地域再生等利用区域」に指定される必要があります。

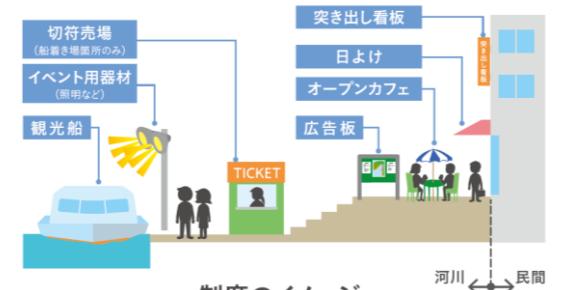
占用主体

- ・ 公的主体
- ・ 協議会等により適切と認められた民間事業者
- ・ 民間事業者（河川管理者の判断により占用許可を行う）

公的団体の場合は占用施設を自ら使用するほか、準則第25に基づき、占用者以外の者に施設を使用させることが可能

占用許可が可能な施設

- ・ 広場、イベント施設、遊歩道、船着場、船舶係留施設又は船舶上下架設施
- ・ 前述の施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等
- ・ 日よけ、船上食事施設、突出看板、川床
- ・ その他都市及び地域の再生のために利用する施設



出典：かわまちづくり計画策定の手引き

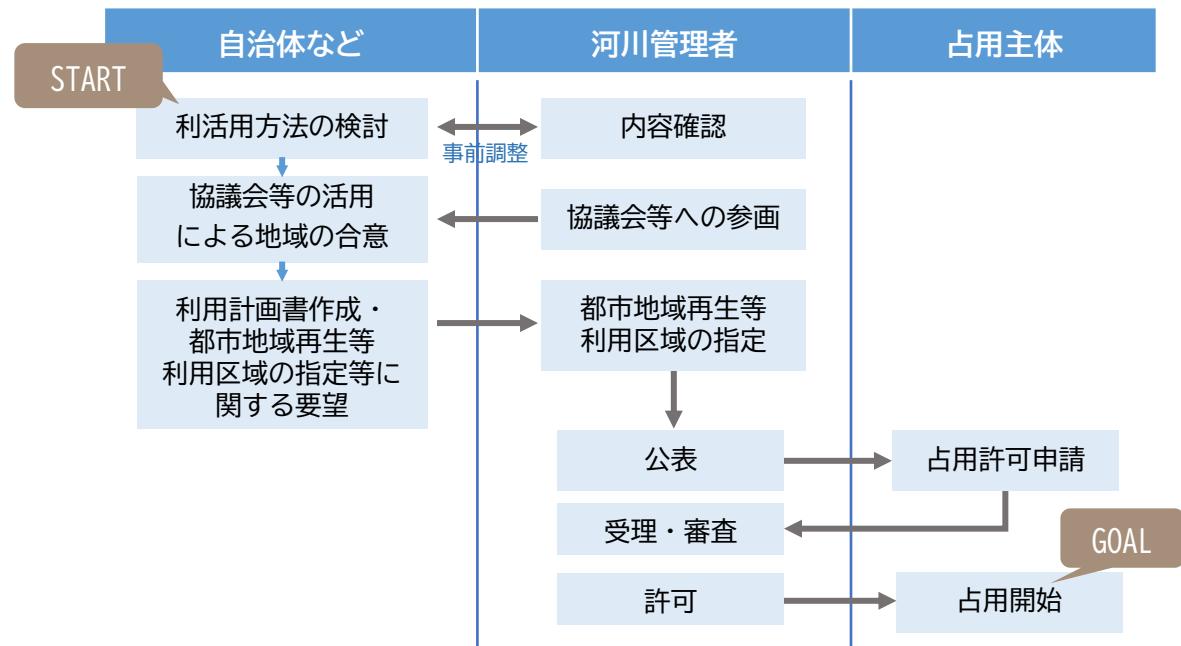


1. 水辺のルール：

「河川空間のオープン化」開始までの手続きの流れ

「河川空間のオープン化」のためには、河川管理者、自治体等で構成される協議会等を活用し、地域の合意を得て「都市・地域再生等利用区域」に指定される必要があります。

オープン化開始までの手続きの流れ





乙川 殿橋上流河川敷（愛知県岡崎市）

2. 河川の利活用事例： どうやってアイデアを 実現させるの？

“川”をたのしんでいる先輩たちから、アイデア実現のためのヒントがもらえるかもしれません。

次の頁からは具体的な事例を通して、ヒントにつながりそうなポイントを紹介していきます。

事例の使い方



「カフェ等」を
やりたい

河川区域に新たに店舗を
つくりたい

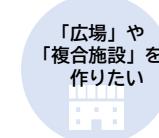
→事例① 隅田公園オープンカフェ → 9ページへ



「イベント」を
やりたい

河川区域で1日開催程度
のイベントをやりたい

→事例⑦ 隅田川マルシェ → 15ページへ



「広場」や
「複合施設」を
作りたい

再開発に伴う水辺空間を
使って施設を作りたい

→事例③ ウォーターズ竹芝 → 11ページへ



「アウトドア施設」
を作りたい

商業施設が隣接した水辺
のプロムナードを
作りたい

→事例⑤ 北十間川河川テラス → 13ページへ



隅田川 隅田川テラス・隅田公園（東京都台東区）

2. 河川の利活用事例①

隅田公園オープンカフェ

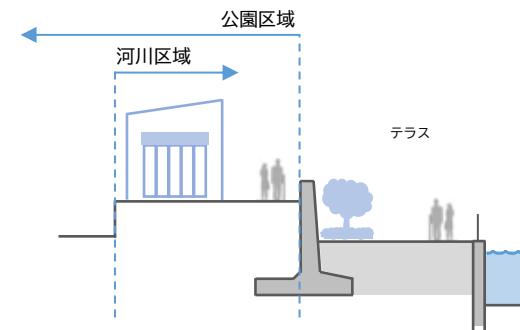
2. 河川の利活用事例①：隅田公園オープンカフェ

都内で最初に開店した水辺のオープンカフェ

都内初の民間事業者による河川敷地を利用したオープンカフェとして、2013年10月にオープンしました。隅田川の水辺とその周辺地域にぎわいを創出し、地域の活性化につながっています。

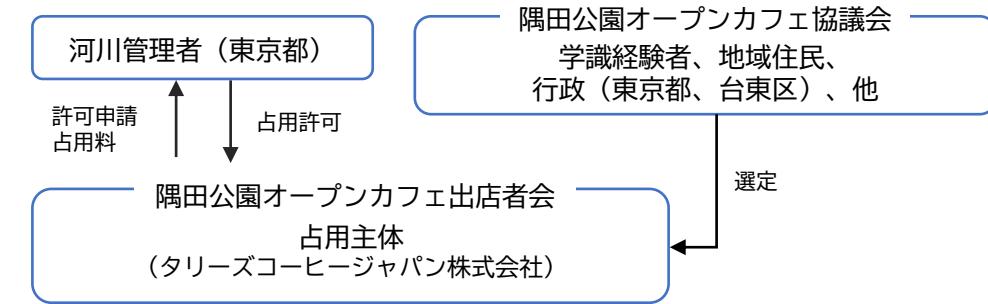
また、売り上げの一部を地域に還元しています。

基本情報



隅田川（東京都台東区花川戸一丁目及び二丁目地先）
適用制度：特例占用
占用施設：広場及び遊歩道と一体をなすオープンカフェ
占用主体：事業者（タリーズコーヒージャパン株式会社）
合意方法：隅田公園オープンカフェ協議会
許可期間：10年

スキーム



かわてらす® (LYURO 東京清澄 by THE SHARE HOTELS)

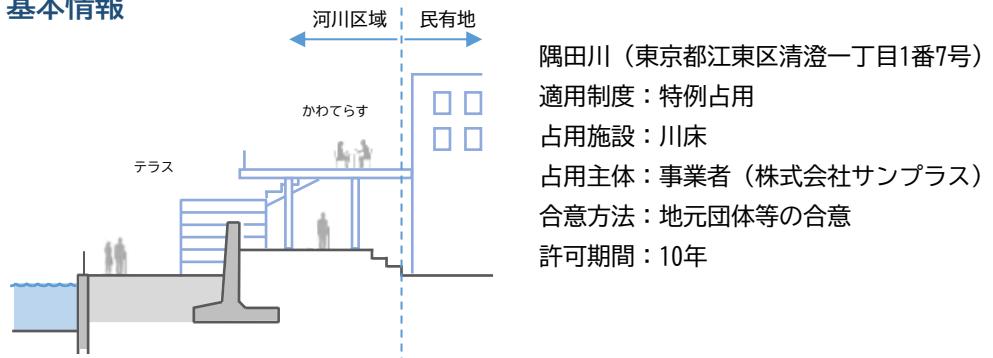


都内最大規模の面積、歩道や隅田川テラスからも直接アクセス可能なまちに開放された広いテラス席

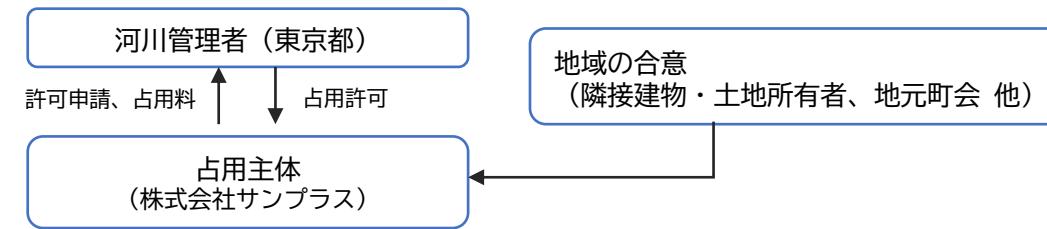
築28年のオフィスビルをリノベーションしたホテル「LYURO」の開業にあわせ誕生。隅田川の河川区域をホテル及びレストランのオープンテラスとして利用しています。

外からも直接アクセスできる階段により、誰もが水辺での時間を楽しめるオープンスペースを設けることで水辺のにぎわいを創出し、地域活性化につながっています。

基本情報



スキーム





2. 河川の利活用事例③ ウォーターズ竹芝

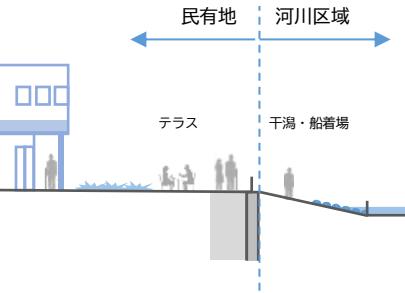
汐留川 ウォーターズ竹芝（東京都港区）

2. 河川の利活用事例③：ウォーターズ竹芝

環境教育や憩いの場となる親水空間を地域に開放
干潟を市民でと協働で管理

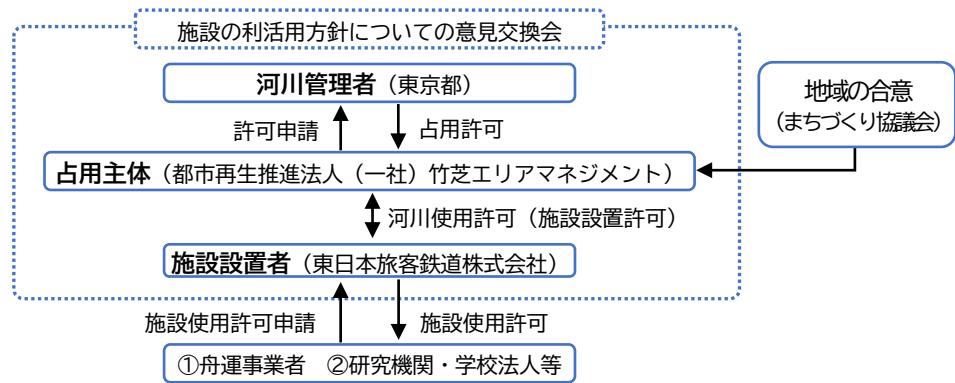
汐留川の生物多様性に富んだ貴重な水辺環境を活かして
干潟と船着場を整備し、「舟運の活性化」「にぎわいの創出」
「環境再生・学習の場づくり」による竹芝地区の利便性と魅力向上に取り組んでいます。

基本情報



汐留川（東京都港区海岸一丁目10番地先）
適用制度：特例占用
占用施設：①船着場、②その他都市及び地域の
再生等のために利用する施設（河川教育
・学習施設・自然観察施設）
設置者：東日本旅客鉄道株式会社
占用主体：都市再生推進法人 一般社団法人竹芝
エリアマネジメント
合意方法：竹芝地区まちづくり協議会
許可期間：10年

スキーム



2. 河川の利活用事例④ Mizube Fun Base (二子玉川駅周辺地区)



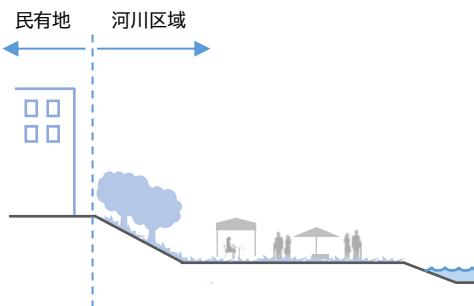
多摩川 二子玉川周辺河川敷 (東京都世田谷区)

写真出典：河川空間のオープン化活用事例集（国土交通省）

住民主体のエリアマネジメントによる取組み
企業、住民、自治体が個別にできないことを実行

水辺のにぎわい創出、人々の交流・懇親の機会と場の創出、柔軟な働き方の創出などを目的に、飲食店・売店事業、アウトドアオフィス事業の実施をし、持続的な発展を遂げるまちづくりを目指しています。

基本情報



多摩川 (東京都世田谷区玉川三丁目地先・
鎌田一丁目地先)

適用制度：特例占用

占用施設：広場と一体をなす

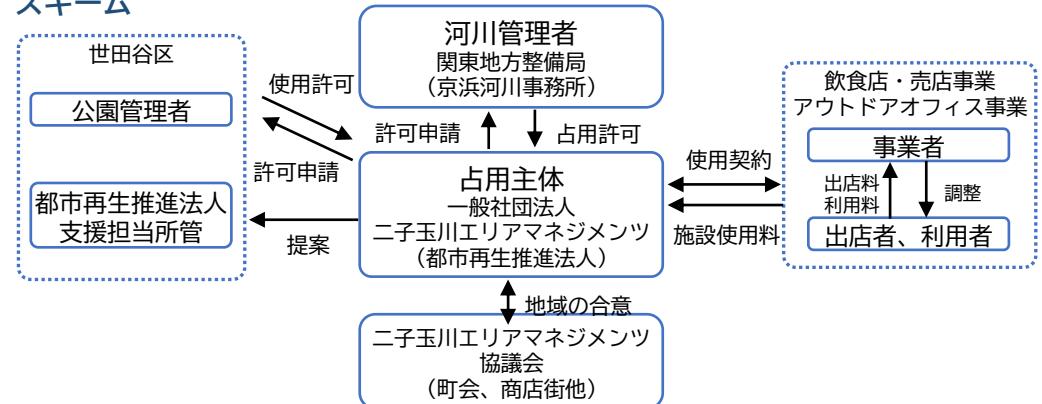
- ①飲食施設(キッチンカー・テント・テーブル・椅子等)
- ②アウトドアオフィス(テント・テーブル・椅子等)

占用主体：都市再生推進法人「一般社団法人
二子玉川エリアマネジメント」

合意方法：都市再生整備計画の位置づけ

許可期間：3年

スキーム



2. 河川の利活用事例⑤ 北十間川河川テラス



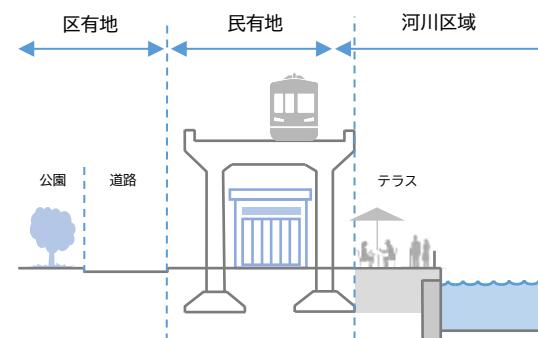
北十間川 東京ミズマチ・北十間川河川テラス（東京都墨田区）

行政（都・区）と鉄道会社による官民連携 公園・道路・河川・高架下を一体整備

河川の耐震護岸整備や鉄道高架下の開発計画により新たに生まれ変わる水辺・公園・道路・鉄道高架下の一体的空間にぎわい創出に取り組んでいます。

複合商業施設「東京ミズマチ」と一体的な親水テラスの整備により、新たな水辺の風景が生まれました。

基本情報



北十間川（東京都墨田区吾妻橋二丁目地先から向島一丁目地先）

適用制度：特例占用

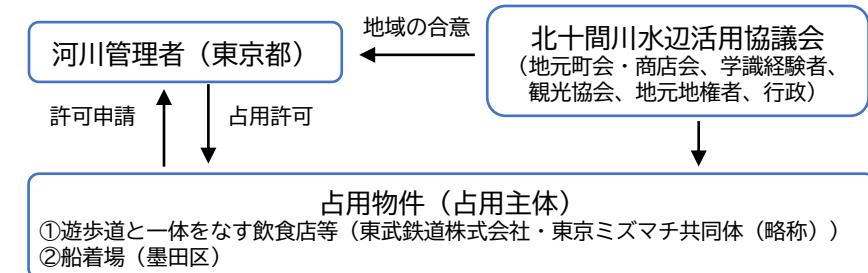
占用施設：①イベント施設、遊歩道、飲食店等、日よけ、船上食事施設、突出し看板、川床、その他再生等に利用する施設
②船着場

占用主体：①東武鉄道及び浅草・とうきょうスカイツリー駅間高架下開発計画出店者共同体②墨田区

合意方法：北十間川水辺活用協議会

許可期間：①10年 ②1年

スキーム



2. 河川の利活用事例⑥ 目黒川船入場

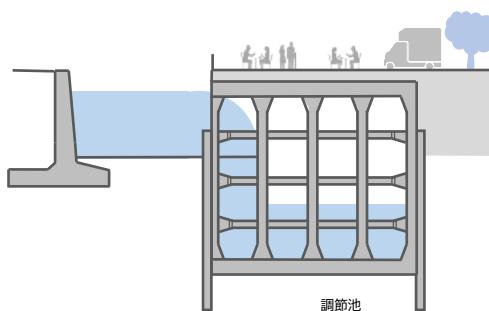


目黒川 目黒川船入場（東京都目黒区）

公共空間・公共施設を活用した事業をベースに
エリアマネジメント活動を展開

昭和初期に船を導き入れるために川を切り開いて築かれた船入場の跡「目黒川船入場」。目黒川の水辺とその周辺地域に憩い・集い・交流できる居心地の良い場の創出を目指し、地元飲食店を含むキッチンカーの出店などを行っています。

基本情報



目黒川（東京都目黒区中目黒一丁目11番地先
船入場調節池）

適用制度：特例占用

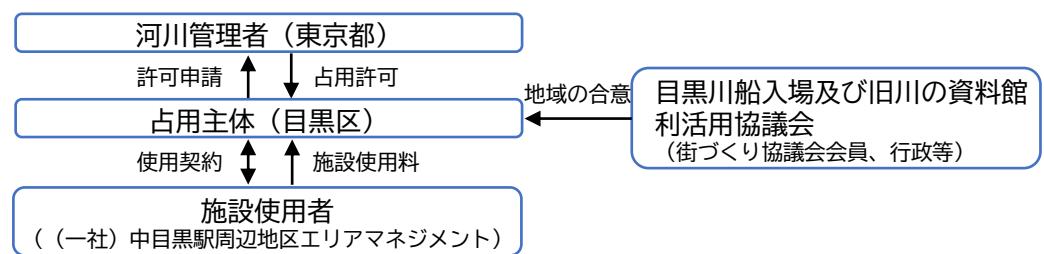
占用施設：広場、イベント施設、飲食店、売店、
オープンカフェ、広告板、広告柱、
照明等

占用主体：目黒区、施設使用者：（一社）中目
黒駅周辺地区エリアマネジメント

合意方法：目黒川船入場及び旧川の資料館利活
用協議会

許可期間：10年

スキーム



2. 河川の利活用事例⑦ 隅田川マルシェ



隅田川 隅田川テラス（東京都江東区）

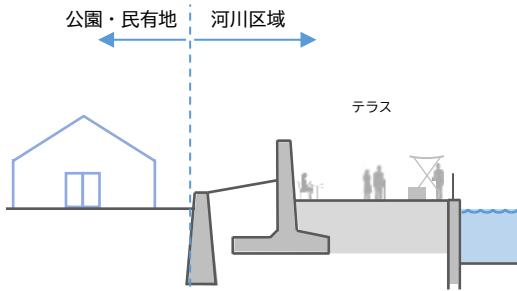
写真出典：隅田川マルシェ実行委員会撮影

地域ボランティアで運営（地域に根差した取組み）
多数の会場で、エリアの特徴にあった取組みを展開

隅田川近隣地域に店舗を持つ方々や住民と一緒に、隅田川を中心とした水辺のにぎわいを創出し新しい文化圏を構築するためのプロジェクトです。

川と街をつなぎ、多くの人が「つながり」、そして「集う」場所として、また新しい出会いを生み、地域の助け合いへつながるマルシェとして、2019年より活動をスタートしました。

基本情報

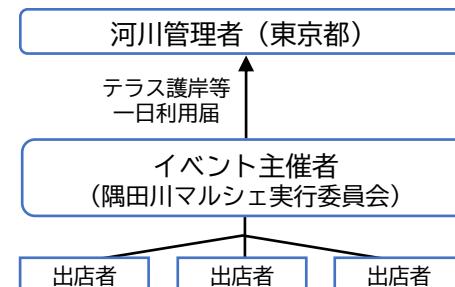


隅田川（浅草花川戸・両国・越中島・清洲橋等）

適用制度：テラス護岸等一日利用制度

イベント主催者：隅田川マルシェ実行委員会

スキーム



2. 河川の利活用事例⑧ 都幾川河川敷



都幾川 河川敷（埼玉県比企郡ときがわ町）

写真出典：河川空間のオープン化活用事例集（国土交通省）

アウトドア初心者にも人気のグランピングにより、集客力の強化と高単価化を実現

町有施設と河川敷地を一体的に活用し、ときたまひみつきち COMORIVERとして、水辺のバーベキュー・キャンプ場を整備。隣接するカフェ・宿泊施設の相乗効果で、通年で新たな水辺のにぎわい空間を創出しています。

また、アウトドア初心者に人気のグランピング（手ぶらで楽しめる贅沢なBBQ・キャンプ）を打ち出すことにより、集客力の強化と高単価化を実現しています。

基本情報

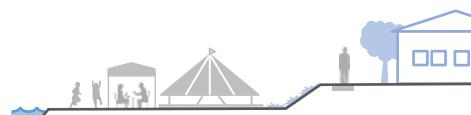
都幾川（埼玉県比企郡ときがわ町大字本郷930番地1地先）

適用制度：特例占用

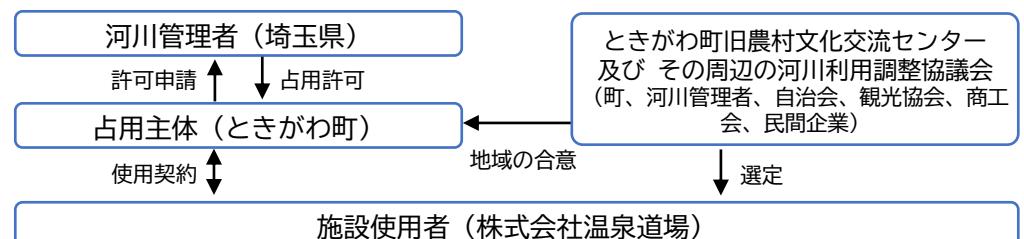
占用施設：広場、一体をなすキャンプ場、バーベキュー場等

占用主体：ときがわ町長

合意方法：ときがわ町旧農村文化交流センター及びその周辺の河川利用調整協議会
許可期間：5年



スキーム



2. 河川の利活用事例⑨ 秩父ジオグラビティパーク



荒川 秩父ジオグラビティパーク（埼玉県秩父市）
写真出典：河川空間のオープン化活用事例集（国土交通省）

渓谷である地形を生かし、重力（グラビティ）を使ったアドベンチャーアクティビティを整備

秩父鉄道「三峰口駅」周辺エリアにおいて、一級河川荒川の渓谷である地形を生かした新たなアクティビティ施設（バンジージャンプに代表される、重力（＝グラビティ）を使ったアドベンチャーアクティビティ）の整備を行い、他では経験することのできない秩父地域の新たな体験型・観光拠点として広く展開しています。

基本情報

荒川（埼玉県秩父市荒川白久字沖
1652番4地先）
適用制度：特例占用
占用施設：グラビティスポーツ（キャニオン
ウォーク、キャニオンフライ、
キャニオンスイング、キャニオン
バンジー）の各施設
占用主体：秩父市長
合意方法：秩父市三峰口駅周辺荒川利用調整
協議会
許可期間：3年

スキーム



3. 手続の進め方：目的にあった制度はどう選べばいいの？

事例でみつけたヒントを参考に、実際にアイデアを実現するためには、どんな制度を選べばいいのか？いくつか具体例をみてみましょう。

〈川でやりたい事例〉	〈設置するもの〉	〈使用する期間〉	〈利用制度〉	〈必要な手続〉	〈参照項〉
つり、ランニング (日常的な利用)	なし	10年以内	自由使用	・手続なし	
橋、公園、緑地 (公共施設の設置)	常設物あり	10年以内	占 用	・計画・設計協議 ・占用許可申請 ・占用料納付 等	20ページへ
オープンカフェ かわてらす、イベント広場 (地域活性化や商業目的等による利用)	常設物あり	10年以内	特例占用	・計画・設計協議 ・オープン化区域指定 ・占用料許可申請、占用料納付 ・地域調整、近隣説明※ ・利用計画書、地域合意形成※	オープンカフェ 22ページへ かわてらす 21ページへ
マルシェ、花火大会 映画のロケ (地域イベントによる利用)	なし 仮設物あり	3日以内（準備片づけ含む） 1年以内 3日以内（準備片づけ含む）※ 1か月以内	テラス護岸等 一日利用届 一時占用	・「テラス護岸等一日利用届」 を提出 ・計画・設計協議 ・占用許可申請 ・占用料納付 等	24ページへ 23ページへ

※仮設物があっても3日以内であれば一時占用（許可）ではなくテラス護岸等一日利用届（届出）の場合もあります。

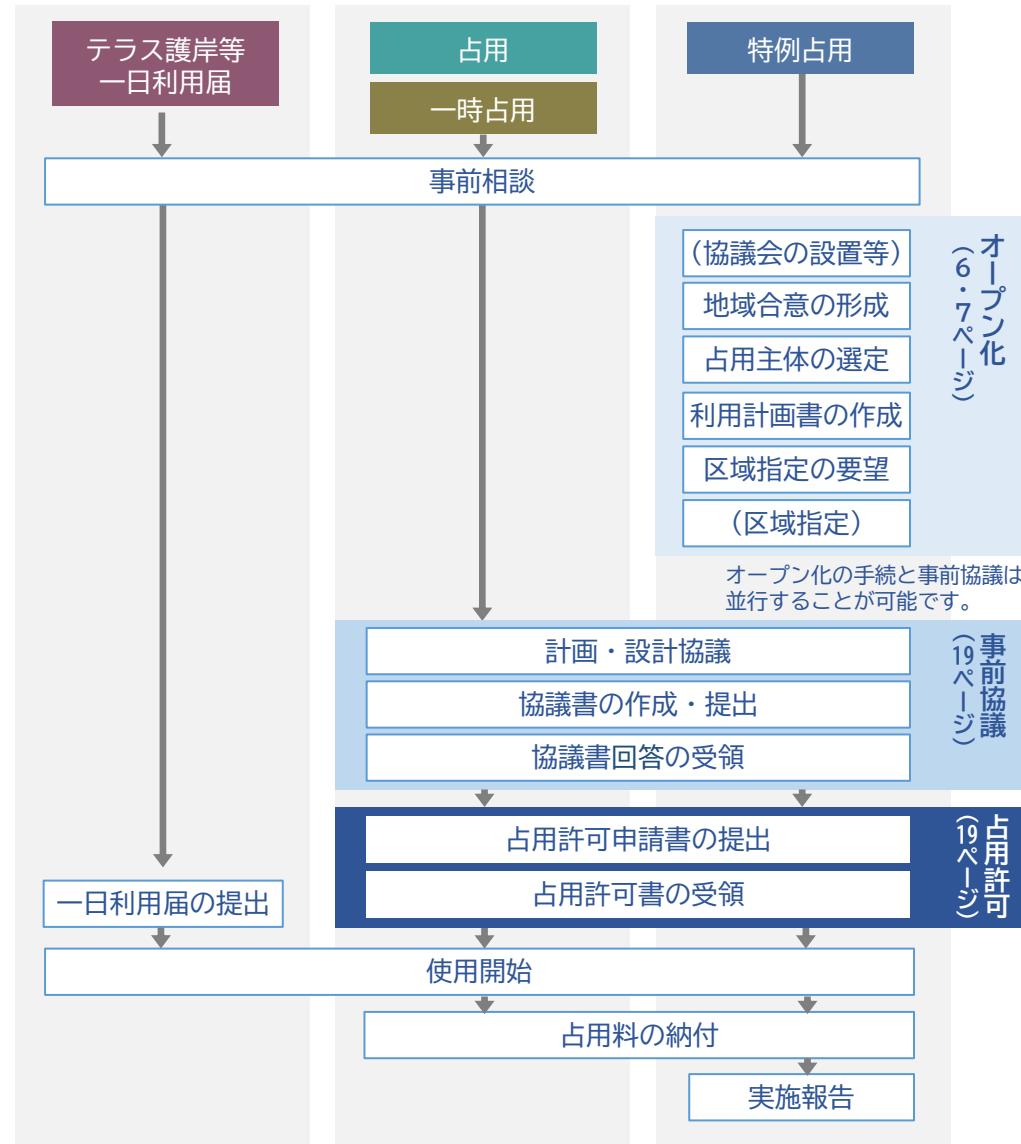
〈その他（河川利用以外）の手続き例〉



※その他にも、地元自治体、道路管理者、警察等の手続きが必要になる場合もあります。

3. 手続の進め方：

河川区域における標準的な手続の流れ



事前相談

- まずは、河川区域の使い方を考えてみましょう。
- 次に、河川区域を利用するためには必要な制度が何か確認しましょう。
- 手続にかかる標準処理期間は、申請内容や申請先によって異なるので必ず確認しましょう。
- そのほか分からぬことがある場合も、相談窓口に確認しましょう。

事前協議（計画協議・設計協議）

- 事前協議には、下記の書類の準備が必要です。

- | | |
|-----------------------|--------------|
| ・案内図、位置図（縮尺1/50,000） | ・河積阻害率計算書 |
| ・事業概要書 | ・施工計画書、工法説明書 |
| ・協議概要書 | ・現況写真 |
| ・工作物の内容（施設名、構造、機能等明記） | ・事前協議書の写し |
| ・工作物の平面図、縦横断図、構造図 | ・その他（参考資料） |
| ・工程表 | |

占用許可申請

- 占用許可申請には、下記の書類の準備が必要です。

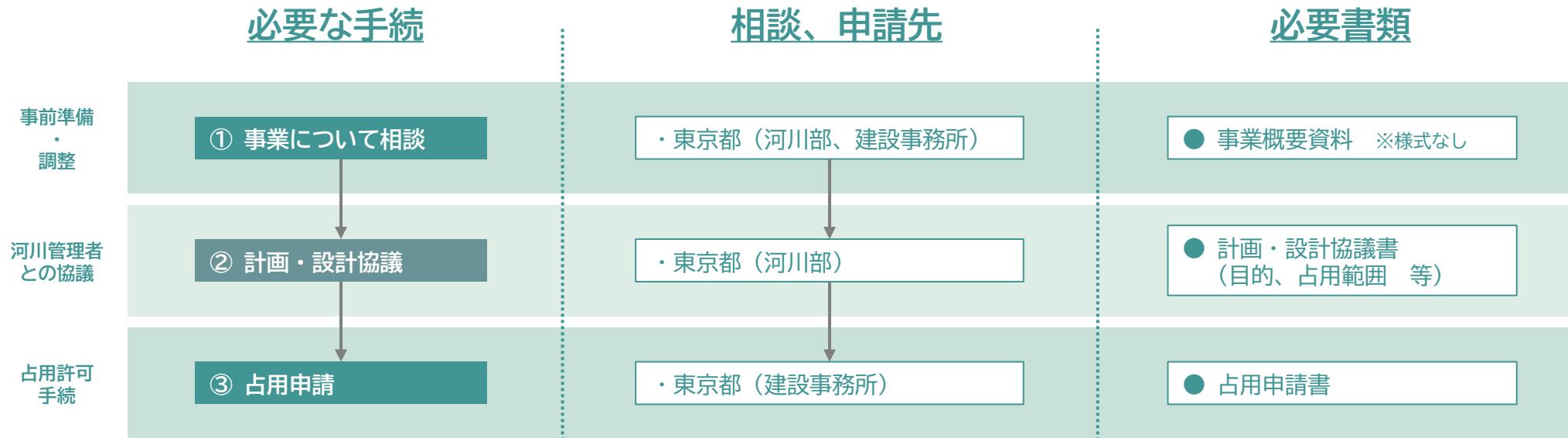
- | | |
|--------|----------|
| ・許可申請書 | ・面積及び丈量図 |
| ・事業概要書 | ・その他参考図書 |
| ・位置図 | |
| ・実測平面図 | |

橋や公園、緑地などの公共施設の設置 「占用」手続の流れ

民間事業者等

自治体等

占 用



※相談・申請先は、特別区の場合があります。

「特例占用」手続の流れ

必要な手続

事前準備
・調整

① 事前協議
(事業について相談)

② 地域の合意
(地域との調整)

③ 近隣説明
(実施内容の説明・意見聴取)

④ 計画・設計協議

※計画・設計協議は必要に応じて実施

④⑤には、事前調整などに時間を要します。
並行して調整を進めることが可能です。

⑤ 利用計画書、地域合意状況の報告書作成

オープン化手続

占用許可手続

⑥ 占用申請

相談、申請先

・東京都（河川部、建設事務所）
・地元区（都市計画関係部署等）

・建物及び土地所有者（隣接含む。）
・地元町会

・地権者ではない近隣者
(賃貸マンション、賃貸事務所等)

・東京都（河川部）

・東京都（河川部）

・地元区（都市計画関係部署等）

・東京都（建設事務所）

※相談・申請先は、特別区の場合があります。

必要書類

● 事業概要案 ※様式なし
(設置位置、大きさ、営業時間や期間、
利用用途、周辺環境への配慮等)

● 事業概要 ※地域の合意を得た内容
(地元と合意した設置条件、営業条件、
周辺環境への配慮策、地域貢献策)

● 計画・設計協議書
(目的、占用範囲 等)

● 利用計画書、地域合意形成の報告書

● 占用申請書

● 保健所、消防、建築申請等は適宜実施

「特例占用」手続の流れ

必要な手続

事前準備
・調整

河川管理者
との協議

オープン化
手続

占用許可
手続

- ① 事前協議
(事業について相談)

- ② 協議会の設置

- ③ 地域の合意 (利用計画、占用主体等)

- ④ 計画・設計協議

※計画・設計協議は必要に応じて実施

③④には、事前調整などに時間を要します。
並行して調整を進めることが可能です。

- ⑤ 区域指定の要望書、利用計画書、地域合意形成の報告書 提出

区域指定後

- ⑥ 占用申請

- ⑦ 使用契約

※使用契約をしない場合もあります。

相談、申請先

- ・東京都 (河川部、建設事務所)
・地元区 (都市計画関係部署等)

- ・地元町会、商店会
・東京都 (河川部、建設事務所)
・地元区 等

- ・東京都 (河川部)

- ・東京都 (河川部)

- ・地元区 (都市計画関係部署等)

- ・東京都 (建設事務所等)

- ・事業者 (キッチンカー、カフェ等)

必要書類

- 事業概要案 ※様式なし
(設置位置、大きさ、営業時間や期間、
利用用途、周辺環境への配慮等)

- 事業概要 ※地域の合意を得た内容
(地元と合意した設置条件、営業条件、
周辺環境への配慮策、地域貢献策)

- 計画・設計協議書 (目的、占用範囲 等)

- 利用計画書、地域合意形成の報告書

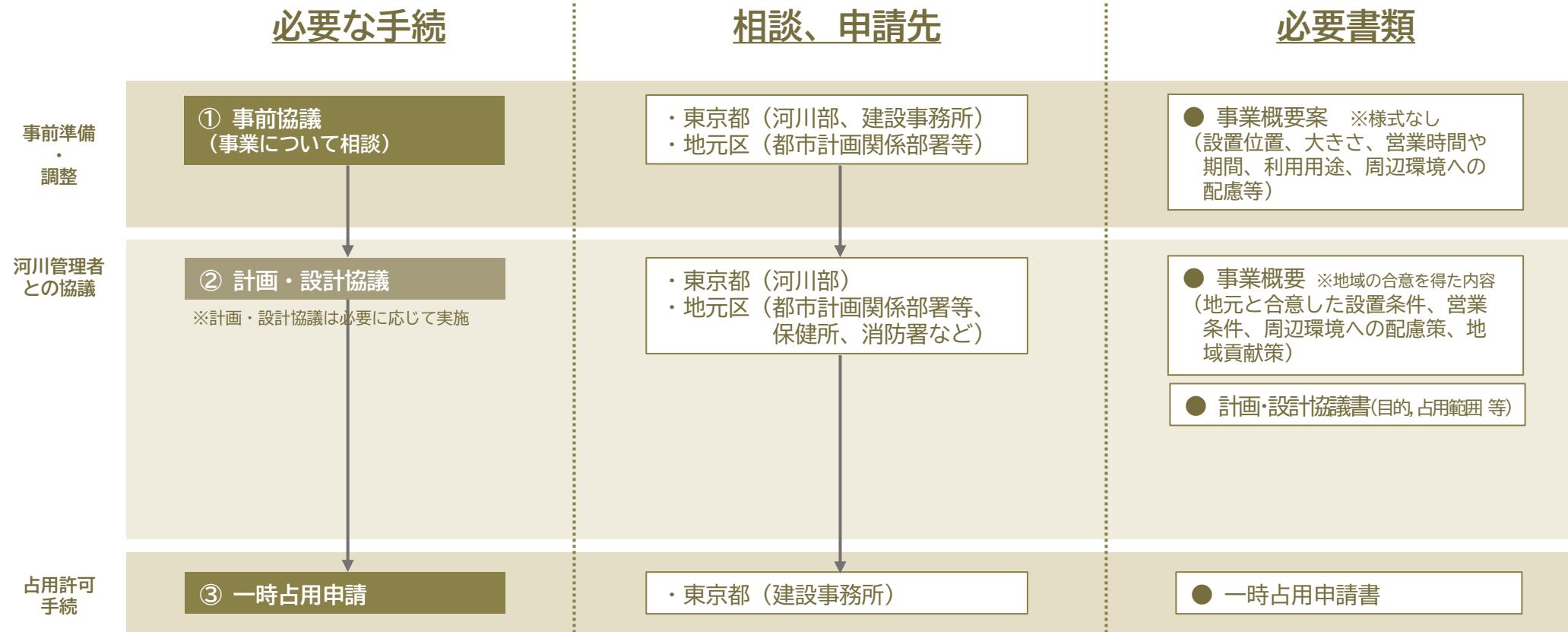
- 占用申請書

- 契約書

- 保健所、消防、建築申請等は適宜実施

※相談・申請先は、特別区の場合があります。

「一時占用」手続の流れ



※相談・申請先は、特別区の場合があります。

● 保健所、消防、建築申請等は適宜実施

「テラス護岸等一日利用届」手続の流れ

必要な手続

テラス護岸等一日利用制度

相談、提出先

・東京都（建設事務所）

必要書類

テラス護岸等一日利用届

案内図、位置図

配置図
(スタッフ・交通誘導員等)

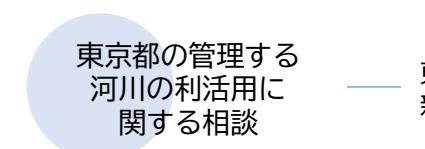
企画書・台本等

※オンラインによる届出も可

4. 相談・支援にすること

東京都で管理している河川については、下記の窓口に相談してください。

その他の国や区で管理している河川については、それぞれの河川窓口に相談してください。



東京都建設局河川部計画課 河川利用促進担当
新宿区西新宿2-8-1 TEL 03-5320-5486

それぞれの河川窓口については、東京都建設局ホームページを参照ください。
https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/river/yosiki/kasen_shikichi/kasensenyo_toiawase.html



東京都を流れる河川一覧

かわまちづくり支援制度

かわまちづくり支援制度とは、地域のかわまちづくりの取組を河川管理者が支援する制度です。推進主体は「かわまちづくり計画」を河川管理者と共同で作成し、河川管理者は支援制度に登録された当該計画に基づき、必要なソフト施策・ハード施策の支援を行います。



出典：かわまちづくり計画策定の手引き

資料集：解説

①河川法

(土地の占用の許可)

第24条 河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。）を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

②河川敷地占用許可準則（平成11年8月5日建設省河政発第67号建設事務次官通達・抄）

（占用主体）

第六 占用の許可を受けることのできる者は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第七第1項第七号に規定する占用施設を設置することが必要やむを得ないと認められる住民、事業者等及び同項第八号に規定する占用施設を設置することが必要やむを得ないと認められる非営利の爱好者団体等もそれぞれ当該占用施設について占用の許可を受けることができるものとする。

一 国又は地方公共団体（道路管理者、都市公園管理者、下水道管理者、港湾管理者、漁港管理者、水防管理者、地方公営企業等である場合を含む。）

二 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人市再生機構、地方公社等の特別な法律に基づき設立された法人

三 鉄道事業者、水上公共交通を担う旅客航路事業者、ガス事業者、水道事業者、電気事業者、電気通信事業者その他の国又は地方公共団体の許認可等を受けて公益性のある事業又は活動を行う者

四 水防団体、公益法人その他これらに準ずる者

五 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業を行う者又は当該事業と一緒にとなって行う関連事業に係る施設（以下「市街地開発事業関連施設」という。）の整備を行う者

六 河川管理者、地方公共団体等で構成する河川水面の利用調整に関する協議会等において、河川水面の利用の向上及び適正化に資すると認められた船舶係留施設等の整備を行う者（なお、第七第1項第六号口の船舶上下架施設（斜路を含む。）については、当分の間、協議会が設置されていない場合には、地元市町村の同意を得た場合とする。）

（占用施設）

第七 占用施設は、次の各号に規定する施設とする。

一 次のイからニまでに掲げる施設その他の河川敷地そのものを地域住民の福利厚生のために利用する施設

イ 公園、緑地又は広場

ロ 運動場等のスポーツ施設

ハ キャンプ場等のレクリエーション施設

二 自転車歩行者専用道路

二 次のイからホまでに掲げる施設その他の公益性のある事業又は活動のために河川敷地を利用する施設

イ 道路又は鉄道の橋梁（鉄道の駅が設置されるものを含む。）又はトンネル

ロ 堤防の天端又は裏小段に設置する道路

ハ 水道管、下水道管、ガス管、電線、鉄塔、電話線、電柱、情報通信又は放送用ケーブルその他これらに類する施設

二 地下に設置する下水処理場又は変電所

ホ 公共基準点、地名標識、水位観測施設その他これらに類する施設

三 次のイ及びロに掲げる施設その他の地域防災活動に必要な施設

イ 防災用等ヘリコプター離着陸場又は待機施設

（工作物の新築等の許可）

第26条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならぬ。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

＜第四章都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例＞

第二十二（都市・地域再生等利用区域の指定等）

河川管理者は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占用することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定することができる。

2 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域を指定するときは、併せて当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占用の方針（以下「都市・地域再生等占用方針」という。）及び当該施設の占用主体（以下「都市・地域再生等占用主体」という。）を定めるものとする。

3 都市・地域再生等占用方針には、次に掲げる施設のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設及びその許可方針を定めるものとする。

- 一 広場
- 二 イベント施設
- 三 遊歩道
- 四 船着場
- 五 船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路をむ。）
- 六 前各号に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等

七 日よけ

八 船上食事施設

九 突出看板

十 川床

十一 その他都市及び地域の再生等のために利用する施設（これと一体をなす第六号に掲げる施設を含む。）

4 都市・地域再生等占用主体には、次に掲げる者の中から、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる者を定めるものとする。

- 一 第六に掲げる占用主体
- 二 営業活動を行う事業者等であって、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められたもの
- 三 営業活動を行う事業者等

5 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定（都市・地域再生等占用方針の策定及び都市・地域再生等占用主体の指定を含む。第7項において同じ。）をしようとするときは、あらかじめ、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等の活用などにより地域の合意を図らなければならない。

6 都市・地域再生等利用区域は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が当該河川敷地を占用することにより治水上又は利水上の支障等を生じることのない区域でなければならない。

7 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定をしたときは、その旨を公表するものとする。

第二十三（都市及び地域の再生等のために利用する施設の占用の許可）

河川管理者は、都市・地域再生等利用区域においては、第五第1項の規定にかかわらず、都市・地域再生等占用主体が占用の許可を申請した場合において、当該占用が、都市・地域再生等占用方針及び第八から第十一までの基準に該当し、かつ、都市及び地域の再生等

並びに河川敷地の適正な利用に資すると認められるときには、占用の許可をることができる。

第二十四（占用の許可の期間）

第二十三の規定による占用の許可の期間は、十年以内で当該占用の態様等を考慮して適切なものとしなければならない。

第二十五（占用者以外の施設利用）

第二十二第4項第一号に掲げる者が都市・地域再生等占用主体となる占用にあっては、その占用施設を営業活動を行う事業者等（以下「施設使用者」という。）に使用（第二十二第3項各号に掲げる施設の設置を目的とする使用を含む。以下この章において同じ。）をさせることができるものとする。

2 河川管理者は、前項の規定により第二十二第4項第一号に掲げる者に対して、施設使用者に占用施設の使用をさせることを含む占用を許可する場合には、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- 一 施設使用者に占用施設の使用をさせることには、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。
- 二 施設使用者に占用施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るために費用に充てること。
- 三 施設利用料の徴収及び活用状況を、河川管理者に、年一回以上で河川管理者が定める回数報告すること。

3 第1項の規定に基づき、第二十三の占用の許可を受けた第二十二第4項第一号に掲げる者（以下「公的占用者」という。）が施設使用者に占用施設の使用をさせる場合には、当該公的占用者は、使用契約を当該施設使用者と締結するとともに、その内容を河川管理者に報告しなければならない。

4 公的占用者は、使用契約を締結するときは、占用施設の使用の具体的な内容（使用する占用施設の概要を含む。）、契約期間、施設利用料、施設の撤去に関する事項その他の必要事項を契約の内容とするほか、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- 一 施設使用者による使用は、契約の内容に従って適切に行うこと。
- 二 施設使用者は、公的占用者の指導監督に服すること。
- 三 施設使用者が取得する工作物の設置等の許可の状況によって、契約を変更し、又は無効とすること。

四 施設使用者による使用が関係法令若しくは契約内容に違反し、若しくは著しく不適切である場合又は河川工事その他の公益上やむを得ない必要がある場合には、公的占用者の意思表示により契約を解除できること。

5 施設使用者による占用施設の使用が法又は許可条件に違反している場合その他の必要があると認められる場合には、河川管理者又は河川監理員は、次の各号に定めるところにより法第75条又は第77条等に基づき必要な措置をするものとする。

- 一 公的占用者に対しては、施設使用者に対する指導監督に関する指示、占用の許可の取消し等の監督処分等を状況に応じて適正に実施すること。
- 二 施設使用者に対しては、行為の中止、工作物の除去等の指示、監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。